

GRIPS Discussion Paper 18-19

**NATO 核共有制度の多角化に向けた取り組み
—アイゼンハワー政権における NATO-MRBM 戦力案の形成過程—**

**Multilateralizing NATO Nuclear Sharing Arrangements
—Formulation of the NATO MRBM Proposal under
the Eisenhower Administration—**

新垣 拓

Hiromu Arakaki

December 2018



GRIPS

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE
FOR POLICY STUDIES

National Graduate Institute for Policy Studies
7-22-1 Roppongi, Minato-ku,
Tokyo, Japan 106-8677

NATO 核共有制度の多角化に向けた取り組み

—アイゼンハワー政権における NATO・MRBM 戦力案の形成過程—

Multilateralizing NATO Nuclear Sharing Arrangements

—Formulation of the NATO MRBM Proposal under the Eisenhower Administration—

要旨

米国の核兵器運用に同盟国を参画させるという核共有制度は、2つの形式をとりながらアイゼンハワー政権において開始された。第1には、NATOの枠組みとは別に、英国に配備したソー・ミサイルを米英2国間で運用する制度であり、第2には、NATOの枠組みにおいて、英国も含むNATO加盟国との2国間協定に基づいてイタリアとトルコに配備したジュピター・ミサイルや戦術核兵器を運用した核備蓄制度であった。

ただし、同政権では、これらの2国間・核共有にとどまらず、第3の核共有制度が検討されていた。それは最終的に、NATO内にMRBM戦力部隊を段階的に創設するという、1960年12月のハーター提案というかたちで同盟国に示されることとなった。すなわち、即応性が高くソ連本土を射程に収めるポラリス・ミサイルを、原潜艦隊という海上プラットフォームに基づき多国間で運用する共有制度を、新たに打ち出したのであった。

本稿では、未公開の一次史料に依拠しながら、どのように多国間核共有論が形成・共有されるようになったのか、なぜMRBMが共有対象に選択されたのか、なぜ政権末期というタイミングでの提案に至ったのかという観点から分析を行うことで、米国政府内の主要な政策主体の認識や、核共有の在り方に関する政策論議を明らかにする。

The US nuclear sharing policy which is to operate some components of the US nuclear weapons with its allies was formulated and began its operation under the Eisenhower administration. The nuclear sharing arrangements initially had two forms: 1) a bilateral arrangement with UK for the operation of Thor missiles deployed in UK, which was operated separately from NATO framework, and 2) NATO atomic stockpile arrangements for Jupiter missiles deployed in Italy and Turkey and other tactical nuclear weapons in Europe, which was operated bilaterally with member countries including UK as the NATO nuclear sharing arrangement.

But these arrangements were not enough for the Eisenhower administration. It continued and pursued the third and new type of nuclear arrangement. In December 1960, at the ministerial meeting at North Atlantic Council, Secretary of State Harter presented the new nuclear arrangement proposal which was to create a NATO MRBM force consists of five Polaris submarines and owned, financed, and operated multilaterally.

Based on the newly unclassified primary documents, this article analyzes following questions: Why and how did the administration decide to pursue multilateral nuclear sharing arrangement in addition to the bilateral arrangements? Why did the administration select sea-based MRBM as an optimal platform? Why and how was the decision made to propose the new NATO MRBM force proposal at the very last moment of Eisenhower presidency?

NATO 核共有制度の多角化に向けた取り組み —アイゼンハワー政権における NATO・MRBM 戦力案の形成過程—

新垣 拓（防衛研究所地域研究部）

はじめに

1. NATO 核共有制度
2. 核共有多角化論の背景
3. NATO 多国間・核共有制度の提案

おわりに

はじめに

米国の核兵器運用に同盟国を参画させるという核共有制度（nuclear sharing arrangement）は、アイゼンハワー（Dwight D. Eisenhower）政権において2つの形式をとりながら開始された。第1には、英国に配備された中距離弾道ミサイル（Intermediate-Range Ballistic Missile: IRBM）のソー（Thor）・ミサイルを2国間で運用する制度であり、1959年に運用が開始された。第2には、北大西洋条約機構（North Atlantic Treaty Organization）の枠組みにおいて、英国も含む複数の欧州同盟国との2国間協定に基づいてイタリアやトルコに配備されたジュピター（Jupiter）・ミサイル及び戦術核兵器を運用した NATO 核備蓄制度（NATO atomic stockpile）である。前者は、NATO の枠組みとは別に英米間で合意された枠組みであり、1963年に特にソー・ミサイルが撤去されたことで終了した。その一方で後者は、NATO 核共有制度として1959年から段階的に運用が開始されて以降、その内容を変化させながら現在でも継続されている。

これらの核共有制度は、アイゼンハワー政権が提唱した大量報復戦略や、それを踏まえて策定された NATO 防衛戦略が、ソ連のいかなる軍事侵攻にも核兵器の即時使用を前提としていたことから、その実効性を高めることを主要な目的として創設されるに至った。したがって、英国、イタリア、トルコに配備された IRBM を除き、核共有の対象となったのは、航空機に搭載する核爆弾や、核砲弾、核機雷、核弾頭（ロケット、短距離ミサイル用）という、抑止というよりは、ソ連の軍事侵攻に実際に対処する上で実際に使用することを前提とした戦術核兵器がほとんどであった¹。

¹ 後述するように、両制度は、この時期にみられたソ連の核能力の向上を背景に浮上した米国の拡大抑止の信頼性に対する同盟国の不安や疑念を緩和させる効果も、米国政府では期待されていた。

しかしながら、アイゼンハワー政権が検討していた核共有制度はこれらの 2 つに止まらなかった。両制度の実現に向けた取り組みが進められる最中、アイゼンハワー政権では第 3 の形式となる新たな核共有制度が検討されていたのであった。果たして 1960 年 12 月 16 日、北大西洋理事会 (North Atlantic Council: NAC) の外相会合に参加したハーター (Christian Herter) 国務長官は、米国が提供するポラリス (Polaris) ・ミサイルを搭載した原子力潜水艦 (以下、原潜) をプラットフォームとして、NATO 指揮下に集団的な準中距離弾道ミサイル (Medium-Range Ballistic Missile: MRBM) 戦力部隊を段階的に創設することを提案したのであった²。

ハーターが提示した NATO ・ MRBM 戦力案は、従前の 2 つの核共有制度に比して、いくつかの新たな特徴を有していた。第 1 には、NATO が集団的に管理するという多国間枠組みでの核共有を目指していたという点である。すなわち、同戦力の装備は同盟国全体で所有され、その整備や運用にかかる費用も共同で負担される上、多国籍の混成乗員で一隻の艦艇を運用する混合乗員運用制 (mixed-manning) を採ることが想定されていた。第 2 には、共有の対象とする核兵器を、MRBM とされながらも実質的にはソーやジュピターより射程が長く、固体燃料で即応性の高いポラリス ・ ミサイルを共有対象としていたことである³。しかも、地上配備ではなく原潜という海上プラットフォームを採用することも大きな特徴であった。第 3 には、核使用の決定権 (核コントロール) の共有についても言及されていたことである。米国の拒否権を将来的に放棄する可能性についてまでは明言はされなかったものの、「核備蓄全体に対する同盟の権限拡大という考え方を排除するものではない」として、NATO ・ MRBM 戦力における核コントロールの在り方を拡大する方向で見直す可能性を示唆していた⁴。

² Statement by Secretary of State Herter to NATO Council on December 16th, 1960 “LONG-RANGE PLANNING”, (undated), SECRET, *Origins of MLFs*, Box 17, Office of the Special Assistant to the Security of State for MLF (S/MF) 1963-1966 , Subject File [SF], National Archives at College Park, MD [NARA].

³ やや混乱しがちであるが、現在では IRBM は射程が約 3000km から約 5500km の弾道ミサイル、MRBM は射程が約 1000km から約 3000km の弾道ミサイルと区分されており、MRBM < IRBM < ICBM という関係になる。Joint Chiefs of Staff, *DOD Dictionary of Military and Associated Terms*, (As of September 2018).

[<http://www.jcs.mil/Portals/36/Documents/Doctrine/pubs/dictionary.pdf>] この基準からすれば、射程が 2400km とされたソーやジュピターは、射程が 2600km とされた初期のポラリス (A-1) と同様に、MRBM に区分されるのが妥当である。しかしながら、ソーやジュピターについて政権内では IRBM として認識されており、ポラリスは MRBM として位置付けられていた。この背景には、1950 年代半ばに弾道ミサイル開発プログラムが開始された当初は、大陸間弾道ミサイル (Intercontinental Ballistic Missile: ICBM) と IRBM の 2 つの区分しかなかったことが影響したと考えられる。アイゼンハワー政権では、1955 年に ICBM の開発が決定されたが、技術的な観点から一定の時間を要することが想定されていた。したがって、同開発の中間的な段階として、2400km (1500 マイル) の射程能力を有する IRBM としてソーやジュピターの開発が進められた。Document No. 44, “Report Prepared in the Department of Defense”, (undated), Foreign Relations of the United States [FRUS], 1955-1957, Vol. XIX, pp. 161-166.

⁴ Statement by Secretary of State Herter to NATO Council on December 16th, 1960 “LONG-

このように、アイゼンハワー政権が第3の形式として同盟国に提案した核共有案は、2国間ではなく多国間（multilateral）での管理・運用体制を採り、戦術核兵器ではなくソ連本土を射程圏内に収める即応性の高い戦略兵器を共有対象とするという点で、英国との2国間共有制度やNATO核備蓄制度と大きく異なる内容であった。このNATO・MRBM戦力の創設案は、ケネディ（John F. Kennedy）政権やジョンソン（Lyndon B. Johnson）政権において掲げられた多角的核戦力（Multilateral Force: MLF）構想や、その他の戦力共有方式に基づく多国間・核共有案の起源として、後の米国の核共有政策に大きな影響を与えることとなった。

それでは、なぜ、アイゼンハワー政権は、英国との核共有制度やNATO核備蓄制度が開始されたばかりのこの時期に、新たな核共有制度を提案したのであろうか。しかも、1960年12月16日といえば、ケネディ次期大統領の就任の直前である。この提案が実際に実現されるかどうかは、次期政権の意向に委ねられることは確実であり、同盟国への説得力に欠けるリスクがあった。そもそも、2国間ではなくなぜ多国間枠組みで運用する必要があったのか。さらに、戦術兵器ではなくなぜ戦略兵器の共有を目指したのか。本稿の目的は、アイゼンハワー政権内における政策論議や政策過程に焦点を当てながら、同政権がNATOにおける多国間・戦略核部隊の創設という核共有案を提示するに至った政策過程を考察することで、これらの疑問に答えることである。

アイゼンハワー政権における米国の核共有政策については、多くの優れた研究がある⁵。しかしながら、NATO・MRBM案の形成及び提案に至る政策過程については、十分に明らかにされているとは言えない。本稿では、未公開の一次史料に依拠しながら、どのように多国間核共有論が形成・共有されるようになったのか、なぜMRBMが共有対象に選択されたのか、なぜ政権末期というタイミングでの提案に至ったのかという観点から分析を行うことで、米国政府内の主要な政策主体の認識や、核共有の在り方に関する政策論議を明らかにする。

以下、第1節では、現在でも継続されているNATO核共有制度の原型としてNATO核備

RANGE PLANNING”, (undated).

⁵ 核共有政策を含むNATOの核問題を全般的に論じる代表的な研究として、次を参照。John D. Steinbruner, *The Cybernetic Theory of Decision: New Dimensions of Political Analysis*, Second paperback edition, (Princeton University Press, 1974); Schwartz, David N., *NATO's Nuclear Dilemmas*, (The Brookings Institution, 1983); Beatrice Heuser, *NATO, Britain, France and the FRG*, (Macmillan Press, 1997); Philip Nash, *The Other Missiles of October: Eisenhower, Kennedy, and The Jupiters, 1957-1963*, (The University of North Carolina Press, 1997); Marc Trachtenberg, *A Constructed Peace: The Making of the European Settlement, 1945-1963*, (Princeton University Press, 1999). 日本における代表的な研究として、梅本哲也『核兵器と国際政治 1945~1995』、(国際問題研究所、1996年)、倉科一希「西独核兵器保有の不安と米国政府の対応—アイゼンハワー政権期」『アメリカ研究』第40号、(2006年3月)、159-175頁、同『アイゼンハワー政権と西ドイツ—同盟政策としての東西軍備管理交渉』、(ミネルヴァ書房、2008年)、金子讓『NATO北大西洋条約機構の研究—米欧安全保障関係の軌跡』(彩流社、2008年)、岩間陽子「西ドイツと戦術核兵器」『国際安全保障』第40巻第4号、(2013年3月)、36-53頁、太田昌克「戦術核と拡大抑止—アメリカ冷戦戦略の「源流」から—」『国際安全保障』第40巻第4号、(2013年3月)、19-35頁。

蓄制度に焦点を当て、その成立に至る過程や同制度における核兵器コントロールについて論じる。第2節では、NATOのシールド戦力強化という文脈でMRBM欧州配備案が浮上する過程や、英国との核協力が進展する過程、そしてフランスの核兵器開発（以下、核開発）を契機として、同盟内の核拡散を問題視する認識が国務省において浮上する過程、新たな核共有制度を求める意見が政権内に浮上した背景について論じる。第3節では、多国間・核共有論が具体的な政策として形成されていく過程に焦点を当てて考察する。

1. NATO核共有制度

(1) NATO核備蓄制度の創設

NATO核共有制度の公式な起源は、1957年12月のNACにおける合意に求めることができる⁶。同会合においてNATOは、「必要な際には、同盟防衛のために即時的に利用可能な核弾頭を備蓄する」制度の創設、さらに中距離弾道ミサイル（Inter-mediate Range Ballistic Missile: IRBM）を欧州連合軍最高司令官（Supreme Allied Commander Europe: SACEUR）指揮下に配備することを決定した⁷。この決定に基づき、イタリアとトルコにはジュピター・ミサイルが配備されると共に、欧州に配備されていた米軍の戦術核兵器（核爆弾、核砲弾、核弾頭等）の共同運用に向けた取り組みが開始された。さらに、「中距離弾道ミサイルを含む近代兵器の研究と開発、製造の協調的取り組みを促進するためのさらなる措置を講じること」も決定された⁸。

後に「NATO核備蓄制度（NATO Atomic Stockpile）」と呼ばれるこの核共有政策は、米軍が管理する核弾頭の一部を、NATO防衛計画や直接関係する有事の際に同盟国の核兵器使用可能部隊が利用するために備蓄するという制度であり、1957年5月頃から米国政府内で検討されてきた政策であった⁹。米軍の核兵器運用に同盟国を参画させるという核共有制度が検討されるようになった背景には、いくつかの要因があった。

第1には、1950年代を通して核兵器の即時的使用を前提とした防衛戦略が、米国を中心としてNATOでも策定されてきたことであった。第2には、そのような防衛戦略を実施するために、西欧同盟諸国部隊の核使用能力が高まったことであった。すなわち、核兵器を即

⁶ 本節では、NATO核共有制度に焦点を当てて考察する。1957年3月のバミューダ会談における基本合意に基づいて、NATO枠外での米英2国間核共有として成立した英国へのソール配備及び共同運用については、次節参照のこと。

⁷ Final Communiqué, (December 16, 1957).

[http://www.nato.int/cps/en/natohq/official_texts_17551.htm?selectedLocale=en, last accessed on November 6, 2014]

⁸ Ibid. この決定に基づき、米国内で開発が進められていたIRBMとは別に、第2世代となる固体燃料のIRBM開発から製造までNATO同盟国が共同で行う方向で協議が進められていた。しかしながら、この協議は1959年までに停滞することとなった。

⁹ “NATO Atomic Stockpile Plan”, (undated), *Increased Nuclear Sharing with Allies*, Box 11, National Security Council Meeting Files and Policy Reports, NARA.

時的に使用することで対処することを謳ったこれらの NATO 戦略に基づき、在欧米軍においても 1950 年代初頭から開発が進められていた戦術核兵器の配備が進められていた¹⁰。このような米軍の核武装化と並行して、当初は通常戦力の増強を期待されていた西欧同盟諸国に対しても、米国は核爆弾及び核弾頭を搭載できる航空機やミサイルといった「核兵器搭載・発射可能兵器 (atomic-capable weapons)」が、米国から軍事支援プログラム (Military Assistance Program) を通じた配備が進められていたのであった¹¹。さらに、1956 年頃から、これらの同盟国部隊に対して、米国内で核兵器の使用に関する同盟国部隊の訓練を実施していたことが、第三の要因としてあった¹²。ただし、有事の際に米軍から核兵器が実際に提供されるという防衛戦略上の前提については、なんら制度的保証がないままであった。

1957 年 5 月、ボンで開催された NAC においてピノー (Christian P. Pineau) 仏外相は、有事の際に同盟国への提供を目的とした核兵器 (核爆弾・核弾頭) の備蓄を NATO 内に創設すべきという考えを示した¹³。このような要請を受けて、米国政府内では、核兵器使用可能兵器を保有する同盟国部隊に対する核兵器の譲渡を確証する制度の構築の方法が国務省と国防省との間で次第に検討されるようになっていた。

国務省では、同制度案に積極的な見解が主流であった。欧州局は、米国と特定の同盟国間の 2 国間枠組みでの核共有制度ではなく、NATO という多国間枠組みという特徴を評価していた。実質的には、平時において米軍が管理し有事の際に同盟国部隊に移譲するための核兵器を備蓄するという 2 国間での保証を与えることになるが、そこに NATO という「風味

¹⁰ 在欧米軍に対する戦術核兵器 (核砲弾、発射/運搬手段) の配備は、1953 年の 280 mm カノン砲を皮切りに、翌年にはコーポラル (Corporal) 地対地ミサイル大隊 (6 個) 及びオネスト・ジョン (Honest John) 地対地ロケット大隊 (3 個)、1955 年にはマタドール

(Matador) 巡航ミサイル大隊 (3 個) が配備されていた。1957 年の時点では、これらに加え、ナイキ (Nike) 地対空ミサイル (6 個大隊)、戦術爆撃機 (40 中隊) が配備されていた。Memorandum from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (September 3, 1957), SECRET, NH 01059, *U.S. Nuclear History: Nuclear Arms and Politics in the Missile Age, 1955-1968 [USNH]*, National Security Archives [NSA].

¹¹ 1956 年と 1957 年の両会計年度の軍事支援プログラムにおいて、欧州同盟国に対して 3 億ドル相当の核兵器搭載可能兵器が計画されていた。さらに、西ドイツと英国を柱とした NATO 同盟国には現時点までに、或いは今後 2.8 億ドル分 (オネスト・ジョン、ナイキ・ミサイル、マタドール巡航ミサイル、コーポラル、さらには攻撃爆撃機が核爆弾を搭載できるようにするための転換装置 (conversion kit) が含まれる) が売却される予定であった。Memorandum from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (September 3, 1957).

¹² 1956 年 12 月及び 1957 年 3 月の NAC において米国は、特定の NATO 同盟国部隊の核兵器の「運搬技術に関する訓練 (training ... in techniques of delivery of atomic weapons)」を含む「核兵器の使用に関する訓練 (training in employment of these weapons)」を提供すると発表した。その後、1959 年までに合計 2200 名もの NATO 諸国の隊員が米国内の「先進兵器訓練センター (Advanced Weapon Training Center)」において訓練を受けることになった。当初の訓練はナイキ・ハーキュリーズ (NIKE—Hercules) 地対空/地対地ミサイルを対象としていたが、それ以外にはマタドール (Matador) 地対地巡航ミサイル、F-84、F-100 戦闘爆撃機の訓練も予定されていた。Memorandum from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (September 3, 1957).

¹³ Memo from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (September 3, 1957).

(Flavor)」を与えることに利点があると考えていた¹⁴。第1に、核兵器保有の意向を明らかにしたフランスの態度を変えることができる可能性があるということであった¹⁵。第2に、2国間協定では同意を得ることが難しい核兵器保管の権利を、NACを通じて比較的容易に得ることができる可能性があるということであった。しかも、このような制度は当時の米原子力法の枠内で実施できることもあり、米国として不利益を被ることもないのであった。国務省の認識では、「NATO核備蓄」と称するものの、実質的には米国と英国が核兵器をコントロールしている現状をなんら変更するものではないのであった。

一方、国防省では、NATO備蓄制度案に対する慎重論が主流であった。統合参謀本部 (Joint Chiefs of Staff: JCS) は、既に英国の爆撃部隊との間で同様の形態での運用を実施していたこともあり、政策内容自体には合意する姿勢を示していたものの、NATO核備蓄制度という名称に難色を示していた¹⁶。1956年にグランサー (Alfred M. Gruenther) 将軍の後任として SACEUR に就任したノースタッド (Lauris Norstad) 将軍の意見を踏まえ、最終的に NATO核備蓄制度の創設に賛成することを決定した¹⁷。

このような過程を経て形成された NATO核備蓄制度案が、1957年12月というタイミングで提案された背景には、1957年8月にソ連が大陸間弾道弾ミサイル (ICBM) の発射実験、さらに10月には人工衛星スプートニクの打ち上げに成功したことが大きな要因としてあった。また、1956年のスエズ危機により NATOの一体性に関する政治的危機に直面していたこともこの背景にはあった。ノースタッドは、欧州における現在の雰囲気では、NATO同盟が基盤とする一体性や相互信頼の質を強調するような取り組みを米国に期待する声が高まっていると国務省に伝えていた¹⁸。ただし、ICBMやスプートニク、中東情勢に対する懸念から「慌てて作成された提案 (being hastily improvised)」であると受け取られるような行為は、同盟の一体性や相互信頼という基盤を強調するというその効果を大きく失ってしまうと指摘していた。この点に関して、NATO核備蓄制度の創設案は、確固たる軍事的根拠や緊

¹⁴ Memorandum from Elbrick and Smith to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (July 1, 1957), SECRET, NH01057, USNH, NSA.

¹⁵ その前提には、フランスが核武装を目指す背景には、有事の際に米国から核兵器を実際に移譲されるのかという疑念が大きな要因の一つとなっている、という認識があった。
Ibid.

¹⁶ Memo from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (October 14, 1957), NH01061, USNH, NSA; Memo from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (October 18, 1957), NH 01064, USNH, NSA; 名称について JCS は、「NATO 地域の共同防衛に向けた米軍核兵器の提供手続」という代替案を推していた。Memorandum from Elbrick to the Secretary, (October 23, 1957), CONFIDENCE, NH01064, USNH, NSA.

¹⁷ ノースタッドは、①核兵器運搬能力を有する同盟国の部隊を適切に分散して配置すること、②有事の際に分散配置された各部隊に確実に核弾頭が提供されることが、それら部隊が機能する上で前提となることを指摘し、米国としては在欧米軍のみならず、今や同様の能力を有する同盟国部隊のために、適切な数量・種類の核弾頭を備蓄するべきという意見を示していた。Memo from Elbrick to the Secretary “NATO Atomic Stockpile”, (October 14, 1957).

¹⁸ Incoming Telegram from Paris, (October 21, 1957), TOP SECRET, NH01062, USNH, NSA.

急性があり、自然な流れとして同盟諸国から受け入れられると評価していた¹⁹。

(2) NATO 核備蓄制度における核兵器コントロール

NATO 核備蓄制度はアイゼンハワー政権後期において大きく進展し制度化に成功した取り組みであった。それは実質的に米国と同盟国（核兵器運搬手段を保有する部隊、核兵器の保管施設を有する同盟国）との 2 国間或いは 3 国間枠組みの制度であり、①核兵器（核爆弾・核弾頭）を提供する側である米国と、②米軍及び核兵器（核爆弾・核弾頭）備蓄施設を受け入れ有事の際に提供を受けた核兵器を各種の運搬手段（航空機、ミサイル及び発射装備システム）に搭載して運用する、という内容であった²⁰。

1958 年に米原子力法が修正され、同盟国部隊の核兵器使用に関する訓練やそれに必要な情報提供を含む協力が行えるようになったことを受け、欧州同盟国と「協力プログラム (Program of Cooperation: POC)」協定が、核共有制度を受け入れる同盟国と締結された。さらに、同協定に基づいて米軍の各軍種と同盟国間で、核兵器の備蓄、保安管理、コントロール及び運用に関する実務的な取極めが結ばれた²¹。この 2 つの協定を軸に、戦術核兵器（核爆弾・核砲弾）及び IRBM を対象とした 2 国間枠組みに基づいた NATO 核共有制度の運用が開始されたのであった²²。この制度の下で対象となっていたのは戦術核兵器が大部分であり、例外的にジュピター・ミサイルがイタリアとトルコに配備されることとなった²³。ただし、同ミサイルが 1963 年までに両国から撤去されて以降は、同制度では戦術核兵器のみを対象として共同運用されることとなった。

¹⁹ Ibid.

²⁰ Shaun R. Gregory, *Nuclear Command and Control in NATO*, (Macmillan Press, 1996), pp.19-21.

²¹ 核使用に関する部隊訓練・作戦計画立案に関する協定は、オーストラリア（1957 年）、カナダ（1959 年）、西ドイツ（1959 年）、オランダ（1959 年）、ギリシャ（1959 年）、トルコ（1959 年）、イタリア（1960 年）、ベルギー（1960 年）と締結されていた。また、核兵器備蓄に関する取極めは、1960 年 8 月の時点で次の諸国と結ばれていた：西ドイツ、オランダ、ギリシャ、トルコ、英国。また、カナダ、フランス、イタリアとは同取極めの交渉段階にあった。Memo from Farley to the Acting Secretary “Nuclear Military Sharing with Allies”, (August, 24, 1960), TOP SECRET, *Increased Sharing with Allies*, Box 11, National Security Council Meeting Files and Policy Reports, NARA. また、POC については、次も参照のこと。Ashton B. Carter, John D. Steinbruner, and Charles A. Zraket et al. *Managing Nuclear Operations*, (The Brookings Institution, 1987), pp35-36.

²² 前者に関しては、同盟国が保有する米軍が所有する核爆弾を搭載した同盟国の攻撃爆撃機による緊急発進待機 (QRA) 態勢の運用が 1960 年に開始された。後者については、ソー (Thor)・ミサイルやジュピター (Jupiter)・ミサイルが 1950 年代末から 1960 年代初頭にかけて英国、イタリア、トルコに配備された。

²³ アイゼンハワー政権は、英国やイタリア、トルコ以外にも、フランスや西ドイツ、ギリシャに対して IRBM 配備案を提示していたが合意には至らなかった。この過程については次を参照のこと。Nash, *The Other Missiles of October*, pp.34-116. イタリア及びトルコへのジュピター配備問題については、それぞれ次も参照のこと。Lopoldo Nuti, “Extended Deterrence and National Ambitions: Italy’s Nuclear Policy, 1955-1962”, *Journal of Strategic Studies*, Vol. 39, No.4, 2016, pp.559-579; Nur Bilge Criss, “Strategic nuclear missiles in Turkey: The Jupiter affair, 1959-1963”, *Journal of Strategic Studies*, Vol. 20, No.3, 1997, pp.97-122.

その運用体制は、平時においては、米軍と被配備国部隊との間で教育・訓練が実施される一方、NATO の要請に基づいて米欧州軍最高司令官（CINCEUR）の立場も兼職している SACEUR 指揮下で、NATO に提供する分の特定の在欧米軍基地に核爆弾・弾頭等が貯蔵・管理されていた。そして有事の際には、NAC の決定に基づき、SACEUR が USCINCEUR の有する権限に基づいて米軍の核兵器を NATO 加盟国の軍事当局に提供されるという仕組みになっていた²⁴。NAC は全会一致原則であるため核兵器の使用については米国の同意が必要であることや、そもそも SACEUR は米国の指揮・統制下に置かれる USCINCEUR が兼職というかたちで就いているため、米国の意思に反して核兵器が使用される可能性はほとんどあり得ない態勢が構築されていた。すなわち、英国の核戦力を除き、米国は欧州に配備されていた全ての核兵器に対するコントロールが確保されていたのであった²⁵。

このように、NATO 核備蓄制度は「NATO という表面的な装い」をまといつつも、実質的には米国の厳格な核兵器コントロールに基づいた核共有制度であった。

2. 核共有多角化論の背景

(1) 移動式 MRBM 配備案

ハーター国務長官が提案した多国間・核共有案が MRBM 戦力を対象とした背景には、ノースタッド（Lauris Norstad）欧州連合軍最高司令官（Supreme Allied Commander Europe: SACEUR）や欧州連合軍最高司令部（Supreme Headquarter Allied Powers Europe: SHAPE）において検討されていた、欧州地域への移動式 MRBM 配備案があった。

この提案は、NATO 軍事委員会において 1958 年 3 月 15 日に採択された、「1958-1963 年最小限兵力整備」（MC-70）に盛り込まれた提案であった²⁶。それは、NATO に地上配備・移動式の MRBM 部隊を創設するというもので、ソ連のミサイル能力の向上に対応した政策案であった。1956 年に SACEUR に就任したノースタッドは、SHAPE スタッフに指示し、ソ連が欧州配備を進める MRBM（SS4、SS5）の影響について検討させた²⁷。

その結果、当時既にソ連防空圏内への侵入が困難となりつつあった戦闘攻撃機部隊が、同ミサイルの配備により脆弱性が高まるため、代替兵器による近代化の必要性が明らかとなった。この時期、欧州地域には IRBM 配備案が進められていたが、同ミサイルは、地上固定

²⁴ この制度に参画する欧州同盟国（被配備国）の部隊は、米軍から核弾頭・核爆弾の移転を受けるような有事においては NATO 指揮下に置かれている為、理論的には NAC の決定に基づいた SACEUR の命令が必要であった。Robert J. Jordan, *Norstad: Cold War NATO Supreme Commander: Airman, Strategist, Diplomat*, (St. Marting's Press, 2000), pp.106-107.

²⁵ 在欧米軍は在欧米軍司令官（CINCEUR）の指揮下に置かれる一方、NATO 指揮下に置かれる米軍部隊は欧州連合軍最高司令官（SACEUR）指揮下におかれ、NATO 内の意思決定の下に置かれていた。Gregory, *Nuclear Command and Control in NATO*, pp.88-89,100.

²⁶ David Schwartz, *NATO's Nuclear Dilemmas*, (The Brookings Institution, 1983), pp.76-81.

²⁷ Beatrice Heuser, *NATO Britain, France and the FRG: Nuclear Strategies and Forces for Europe, 1949-2000*, (MacMillan Press, 1997), pp.41-42.

型であり脆弱性が高いこと、液体燃料であるため即応性に限界があること、配備数が不足していること、という理由から代替兵器としての妥当性は低いと判断された。そこで、当時米国が開発中であった水上発射式弾道ミサイルのポラリス・ミサイルを地上移動式に改修して配備することが検討されるようになった²⁸。

1959年に入ると、SHAPEではノースタッド案について英、仏、西ドイツに対する説明が行われた。そこでは、配備されるMRBMは英仏独の企業がコンソーシアムを形成し、そこに米国が設計図、技術データを提供して弾道ミサイルを製造することが想定されていた。製造された弾道ミサイルは、SACEURの指揮下に配置され、核弾頭については核備蓄制度に基づいて管理される、とされた²⁹。同年10月13日、ノースタッドは正式にSACEUR指揮下にNATO・MRBM戦力を創設する案を提示した³⁰。

(2) 対英核協力の進展とフランス核開発問題の影響

NATOにおける核共有制度が構築されつつあった1950年代後半は、英国やフランスという同盟国による核開発が活発化していた時期でもあった。1952年に核実験を成功させ世界で第3番目の核保有国となった英国は、それ以降も英空軍のV型爆撃機を中心とした核兵器能力の構築に努めていた³¹。

1957年に発足したマクミラン(Harold McMillan)政権では、英国が米国から自立した核抑止力の継続的な構築が重視され、核弾頭や運搬手段の開発が積極的に進められることとなった。国防政策に関しては、サンデイス(Duncan Sandys)国防相の主導もあり、国防予算を抑制すべく陸軍兵力を大幅に削減すると同時に、核戦力を中核とした国防政策が追求されることとなった。1957年に発表された国防白書(White Paper on Defence)では、防衛能力の柱として地上発射型の弾道ミサイル能力の構築が位置づけられた。ただし、当時の英国にとって、核弾頭の製造だけでなく主要な運搬手段として位置づけられていた弾道ミサイルも含めて「自立的抑止力(independent deterrent)」を自力で開発することは、技術能力や膨大な開発費用という点から多大な困難が想定されていた。したがって、ロンドンでは英国の核開発への協力をワシントンに積極的に働きかけることとなった³²。

²⁸ 1959年8月、米国の軍事支援プログラムの在り方を検討していた大統領特別委員会(ドレイパー委員会)は、ノースタッド提案に対してポラリス・ミサイルを提供することを提言した。

²⁹ このコントロールについて、フランスは上記コンソーシアムで製造されるMRBMは、SACEUR指揮下に配置されるものに加え、フランス自身がコントロールする分も含まれるべきと主張していた。

³⁰ ここでは、655発のMRBMが長期的に必要であり、射程は550~2800km、MRBMが攻撃対象とする標的の95%は東西国境線から東側700km以上のものとなると説明された。Stephen Twigge and Len Scott, *Planning Armageddon: Britain, the United States and the Command of Western Nuclear Forces 1945-1964*, (Harwood Academic Publishers, 2000), p.163; Christoph Bluth, *Britain, Germany, and Western Nuclear Strategy*, (Clarendon Press, 1995), p.66.

³¹ Robert S. Norris, Andrew S. Burrows, and Richard W. Fieldhouse, *Nuclear Weapons Databook: Volume V British, French, and Chinese Nuclear Weapons*, (Westview Press, 1994), pp82-93.

³² John Baylis, *Ambiguity and Deterrence: British Nuclear Strategy 1945-1964*, (Oxford University

英国との核開発協力に関して、米国は第 2 次世界大戦中に締結された「ケベック協定 (Quebec Agreement) ³³」や「ハイパーク覚書 (Hyde Park Aid-Memoire)」により技術協力や情報共有を行うことが定められていた。ただし、トルーマン政権では、1946 年原子力法 (The U.S. Atomic Energy Act of 1946) が制定され同盟国も含めた諸外国との原子力協力が大きく制限されたこともあり、英国との協力は停滞した³⁴。その後、同盟国への核協役に積極的な立場をとるアイゼンハワー政権になると、1954 年に米原子力法の修正を果したこともあり、米英間の核協力関係は大きく進展することとなった。

アイゼンハワー政権後期における対英核協力は、1957 年 3 月下旬のバミューダ会談を契機として大きく進展することとなった。同会議において米英両政府は、共同でのインテリジェンス活動や核実験を巡る軍備管理交渉の動向、英国による米国のコーポラル (Corporal) 地对地ミサイルの調達手続き、両国の安全保障に関する幅広い項目について協議が行われた。この会談において、アイゼンハワーとマクミラン両首脳は前年に米国から提案されていたソー・ミサイルの英国配備について原則合意に至った³⁵。その後も具体的な配備計画についての交渉は継続され、1958 年 2 月 22 日にソー配備協定が合意された³⁶。

当初米国は、IRBM を SACEUR 指揮下に置くことを求めていたが、自立性を重視する英国は強い難色を示していた。その後の交渉において、核弾頭については米軍が管理するものの、ソー・ミサイルを発射する際には米英両国の同意を必要とする「二重鍵 (dual-key)」方式を採用することが合意され、1958 年 6 月に 4 個中隊 (60 基) のソー・ミサイルが配備され、運用を開始した³⁷。

Press, 1996), p.245-250; Ian Clark, *Nuclear Diplomacy and the Special Relationship: Britain's Deterrent and America, 1957-1962*, (Clarendon Press, 1994), pp.77-106.

³³ 1943 年 8 月 19 日に合意された同協定の正式名称は「チューブ・アロイズ [原子爆弾開発] に関する米国および英国当局間の協力についての協定条項 (Articles of Agreement Governing Collaboration Between The Authorities of the U.S.A. and the U.K. in the Matter of Tube Alloys)」であり、カナダも含めた核兵器 (当時は原子爆弾) 開発に関する技術協力及び情報共有を定めていた。

³⁴ 1948 年、英国及びカナダによる核兵器の原料であるウラン供給に応じた限定的な核開発支援を定めた「暫定協定 (Modus Vivendi)」が米英間で締結されたが、そこで許容されたのは、核爆発の影響に関するデータ程度であり、核開発にとって重要な情報の提供は禁止されていた。Pierre, *Nuclear Politics*, pp.112-120, 127-135 ; Heuser, *NATO, Britain, France and the FRG*, p.63.

³⁵ Document No. 275, “Memorandum of Conversation, President Eisenhower’s Quarters, Mid-Ocean Club, Bermuda, March 22, 1957, 3:20 p.m.”, (March 22, 1957), *FRUS, 1955-1957, Vol. XXVII, Western Europe and Canada*, pp.736-747; John Baylis, “The 1958 Anglo-American Mutual Defence Agreement: The Search for Nuclear Interdependence”, *Journal of Strategic Studies*, Vol.31, No.3, p.435.

³⁶ Nash, *The Other Missiles of October*, p.108; Baylis, “The 1958 Anglo-American Mutual Defence Agreement”, p.443; Jan Melissen, “Nuclearizing NATO, 1957-1959: The ‘Anglo-Saxons’, Nuclear Sharing and the Forth Country Problem”, *Review of International Studies*, Vol.20, No.3, 1994, pp.53-275.

³⁷ ベイリスの研究によれば、この二重鍵方式は、イングランド銀行の各支店長が金庫を管理する際の慣行に着想を得たものであると指摘されている。John Baylis, *Ambiguity and Deterrence: British Nuclear Strategy 1945-1964*, (Oxford University Press, 1996), p.254.これに加

1957年10月、訪米したマクミラン首相は、米英間の核協力拡大に向けて米原子力法の更なる修正を要請した。これを受け、アイゼンハワー政権は修正案を連邦議会に提出し、1958年7月に修正原子力法が制定された³⁸。同法の制定の翌日となる1958年7月3日、米英間で「相互防衛目的に向けた原子力使用に関する協力協定 (Agreement for Cooperation on the Uses of Atomic Energy for Mutual Defense Purposes)」が締結された。同協定により、米国は核兵器設計、製造技術、核弾頭以外の部品提供、核原料・核兵器に利用可能な副産物の提供が許容されることになった³⁹。

米英間の核協力が大きな進展を遂げていたこの時期、欧州大陸ではフランスも核開発を本格化させつつあった。同国は、英国同様に第2次世界大戦中から核開発計画を有しており、1945年10月には原子力エネルギー庁 (Commissariat à l'énergie atomique: CEA) の設置が決定され、1950年代には発電用原子炉を完成させながら民生用・軍事用の区別をつけることなく原子力開発に継続的に取り組んでいた⁴⁰。核兵器取得に向けた動きは、1954年頃から既定路線化し、1956年12月のNACでは既に核兵器保有を目指すことが明言された⁴¹。1958年4月11日、ガイヤール (Felix Gaillard) 首相は原子爆弾の製造命令を下し、1960年に核実験を実施することを決定した⁴²。

えて、1959年3月に合意されたイタリアへのジュピター配備についても、二重鍵方式が採用された。Nuti, "Extended Deterrence and National Ambitions", p.565. バーンスタインやセディの研究によれば、トルコに配備されたジュピターについても二重鍵方式を採用することが1959年10月の合意に含まれていたとされる。Barton J. Bernstein, "The Cuban Missile Crisis: Trading the Jupiters in Turkey?", *Political Science Quarterly*, Vol.95, No.1 (Spring, 1980), p.99; Süleyman Seydy, "Turkish-American Relations and the Cuban Missile Crisis, 1957-63", *Middle Eastern Studies*, Vol.46, No.3, 2010, p.433. その一方で、クリスはトルコに配備されたジュピターでは実際にこの方式では運用されていなかったと指摘している。Criss, "Strategic nuclear missiles in Turkey", p.101.

³⁸ Andrew J. Pierre, *Nuclear Politics: The British Experience with an Independent Strategic Force 1939-1970*, (Oxford University Press, 1972), pp.136-144; Wilfrid L. Kohl, *French Nuclear Diplomacy*, (Princeton University Press, 1971), pp.50-52.

³⁹ さらなる特徴としては、核開発協力の基準として核開発分野において「十分な進歩 (substantial progress)」を遂げた国家とそれ以外の国家を区別している点にあった。但し、実質的にこの要件を満たしていたのは英国だけであり、この修正法は同国との核開発協力を可能とすることを目指したものであった。この点は政府内で共有されていた認識であり、他の同盟国との協力については、訓練、計画立案、潜在的敵対国家の能力評価、運搬手段への核兵器装着、に関する情報の提供、核兵器部分以外の部品提供を超えない範囲で実施することが了解されていた。Memo from Farley to the Acting Secretary, "Nuclear Military Sharing with Allies", (August, 24, 1960), TOP SECRET, *Increased Sharing with Allies*, Box 11, National Security Council Meeting Files and Policy Reports, NARA.

⁴⁰ 小窪千早「フランスの核戦略をめぐる議論とド・ゴールの核政策」、『NATOにおける核共有・核協議制度の成立と運用』第3回研究会報告資料 (2014年5月31日)、木村譲二「フランスにおける原子力政策の形成過程—民生利用と軍事利用の関係性を通して」『日本原子力学会和文論文誌』、Vol.12, No.2 (2013年)、138-148頁。

⁴¹ John D. Steinbruner, *The Cybernetic Theory of Decision: New Dimensions of Political Analysis*, Second paperback edition, (Princeton University Press, 1974), p.174.

⁴² 小窪、前掲書; Beatrice Heuser, *NATO, Britain, France and the FRG*, (Macmillan Press, 1997), pp.93-95

このようなフランスの動きに対して、米国政府内では、米国としてどのような態度を採るべきなのかという問題についての検討が始まったばかりであった。それは「第4番目国問題 (The Fourth Country problem)」として1957年3月のバミューダ会談においても米英間で話し合われていたが、同盟国という立場からそれを支援すべきなのか、本格的な核戦力の構築を阻止すべきなのか、合意はされなかった⁴³。1958年初頭に、フランス核開発問題に関してアイゼンハワー政権の注目を集めていたのが、前年末頃からフランスがドイツ連邦共和国 (以下、西ドイツ) やイタリアと先進兵器の開発・製造についての3国間協力を進めていたことであった。

フランス、イタリア、西ドイツ3国の頭文字から「FIG」と通称されていた3国間連携については、1958年1月21日にボンで開催された国防相会合の概要が、同年2月にはダレス国長官に報告されていた⁴⁴。そこでは、同会合において核兵器の構成部品 (nuclear weapons components) の製造についても協議されており、シュトラウス (Franz-Joseph Strauss) 西独国防相がこの項目についての協力合意に積極的な立場を示したがフランスは合意に応じなかったこと、フランス外務省やガイヤール首相は、この枠組みを通じて西ドイツが独自核を取得する可能性に次第に懸念を強めているということが伝えられていた⁴⁵。2月13日には、NACの会合において、仏独伊3国は近代兵器開発に関する協力について説明し、同計画は原子力の軍事利用分野における科学的研究 (scientific research) は排除されないと述べていた⁴⁶。

FIGを始めとするフランスの開発に対して、懸念を強めていたのが国務省であった。政策企画室や欧州局では、米国としてFIGによる核兵器の開発及び生産計画を阻止するよう試みるべきであり、その具体的措置としてフランスに対する外交的抗議 (demarche) を申し入れることが検討されていた⁴⁷。その後の省内での議論を経て、外交的抗議をフランスや西ドイツに申し入れた場合、外交関係への影響に比べて効果が期待できないことから実際には行わないことが決定された。ただし、米国として何もしないという立場は採るべきではなく、抗議以下のレベルでフランスによる核開発やFIGでの核開発協力を中止するよう何らかの働きかけを行う必要性が政策企画室や欧州局等の関連部署内で共有されていた⁴⁸。

⁴³ Document No. 275, “Memorandum of Conversation, President Eisenhower’s Quarters, Mid-Ocean Club, Bermuda, March 22, 1957, 3:20 p.m.”, (March 22, 1957).

⁴⁴ Memorandum from Elbrick to the Secretary “French-German-Italian Cooperation on New Weapons Production”, (February 5, 1958), SECRET, *Production of Nuclear Weapons in Europe*, Box 2, Bureau of European Affairs office of European Regional Affairs Records of the NATO Advisor 1957-1961 [EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961], NARA.

⁴⁵ Ibid.

⁴⁶ “French-German-Italian Collaboration in Production of Nuclear Weapons”, (March 3, 1958), SECRET, *Strauss Visit 1958 & 1960*, Box 2, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁴⁷ Memorandum from Fearey to Timmons “FIG Cooperation in Nuclear Weapons Development and Production”, (February 13, 1958), SECRET, *Production of Nuclear Weapons in Europe*, Box 2, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁴⁸ 例えば、フランスの科学者や関連職員が訪米する際には、核開発には膨大な費用と技術的水準が必要なることを印象付けるようにするといった案が挙げられていた。

Memorandum from Fearey to Timmons “FIG Cooperation in Nuclear Weapons Development and

このような国務省内の議論に対し、ダレス（John F. Dulles）国務長官は、米国が公式にフランスの核保有に反対するべきとは考えておらず、むしろ、この点について「米国は曖昧な態度をとりながら、フランスの実質的な自制を強く求めるという立場をとるべき」という考えを示していた⁴⁹。

(3) 多国間・核共有論の浮上

FIG での活動を始めフランス核開発の動向は、アイゼンハワー政権におけるその後の核共有政策に大きな影響を与えることとなった。特にこの問題に強く反応したのが国務省であった。1958年初頭、NATO 核備蓄制度の創設が合意されたばかりのこの時期に、政策企画室のオーウェン（Henry Owen）は、早くも新たな核共有案を作成していた。

その提案とは、欧州大陸に配備されている全て核兵器を一括して管理する多国間組織を創設するという内容であった⁵⁰。具体的には、NAC の下部組織として「NATO 核兵器管理局（Nuclear Authority）」を創設し、その設立規約において、①備蓄されている核兵器は、欧州連合軍に対する敵の大規模な攻撃を撃退するために必要な場合に限り、貯蔵庫から引き出される、②有事の際には、備蓄されている核兵器は、他の NATO 部隊に対して有するのと同様に、SACEUR の軍事コントロールの下に置かれることを明記する、という内容であった。したがって、欧州諸国が欧州大陸にあるすべての核兵器が同機関の管理下に置かれることについて同意すること、或いは欧州諸国との協議を通じて、同機関の創設より独自核開発を追求しない方向に動くということを米国が確信できることが、創設の条件として考えられていた⁵¹。

オーウェンがこのような政策案を検討していた背景には、欧州大陸における核拡散リスクへの不安があった。オーウェンの認識では、現在「米英による核兵器の独占に対する欧州諸国の強い不満（European resentment）」があり、それらは「国家の威信からという理由だけでなく、欧州の防衛において核兵器を使用するという米国の意思に対する信頼性が減少しているという理由」にもよるのであった。フランスが核開発を進める理由もそれであり、「現在、他の欧州諸国において [フランスと] 同様の動きはみられないが、ドイツの態度はフランスによる核能力の取得により大きく影響を受ける（significantly affected）かもしれない」として核拡散の連鎖に危機意識を有していた⁵²。

そのような同盟内の核拡散は、「NATO の分断、独立的な核兵器の数が増加することにより誤って核兵器が使用される危険の増加」を招いてしまう。米国は、NATO 核備蓄制度を通

Production”, (February 13, 1958).

⁴⁹ Memorandum from Burns to Vest, (March 10, 1958), SECRET, *Production of Nuclear Weapons in Europe*, Box 2, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA; Memorandum from Elbrick to the Secretary “Production of Nuclear Weapons in Europe”, (March 6, 1958), SECRET, *Production of Nuclear Weapons in Europe*, Box 2, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁵⁰ “NATO Sharing in Nuclear Deterrent”, (undated), SECRET, NACNA, Box 1, EUR/RA/NATO Adviser 1957-1961, NARA, MD.

⁵¹ Ibid.

⁵² Ibid.

じて「独自核能力の取得に反対であるという立場を示し、独自核保有への圧力を減らすよう取り組むべき」であるが、それでも不十分な場合には、「多国間のコントロールに置かれる核備蓄制度の創設について検討すべき」と考えたのであった⁵³。オーウェンにとって多国間枠組みという要素は核拡散防止に向けて不可欠であり、「純粋に多角的な核備蓄 (genuinely multilateral stockpile) の創設なくして、それが実現できるとは考えられない」とされた⁵⁴。

したがって、この NATO 核管理機関の目的は、①核兵器コントロールが、大西洋同盟を分断ではなく、統合のための戦力であることを保証すること、②新たな大陸の独自核能力が生まれることを防止すること、③必要な時には、大陸に駐留する米軍に核兵器が従来通り利用可能であることを保証すること、とされた。

この「北大西洋理事会核管理局 (North Atlantic Council Nuclear Authority: NACNA)」創設案の大きな特徴は、米軍も含む欧州大陸に配備された全ての核兵器を管理することを想定していたことであった。すなわち、同案では「他の NATO 同盟諸国が、欧州大陸に配備された全ての核兵器が NATO 核備蓄制度に含まれることについて同意する場合には、米国はその核備蓄制度の枠外にいかなる核兵器も保持 (maintain) しない」ことになるのであった。その場合でも、米国が核兵器使用を望む場合に SACEUR が拒否する可能性はほとんどないとして、「在欧米軍の立場を危険にさらすものとはならない」と考えられていた⁵⁵。

さらに NACNA 創設案では、核兵器コントロールについて急進的な要素も含まれていた。同案においては、有事における核兵器の管理を SACEUR に移譲することが想定されていたが、SACEUR が米軍司令官としての立場ではなく NATO 全体の指揮官という立場から指揮を執ることについて「欧州側を説得するために必要であれば、SACEUR の CINCEUR としての役割を解く」ことも提案されていた。その場合は SACEUR が米軍の要請を拒否するリスクがあるが、それは実際には「あり得ない (far-fetched)」のであり、大陸に配備されている米軍の全ての核兵器を同機関の管理下に移譲したとしても、米軍の態勢を危険にさらすことにはならないと論じられていた。

さらに、大規模侵攻下で核兵器の使用が必要でありながらも SACEUR と連絡が取れない場合、主要な現場司令官に対して NATO が保管する核兵器を受領する権利を SACEUR が現地司令官に対して事前に承認することができるような措置も想定されていた。当然ながら、米国人以外の司令官がこの事前承認を無責任に使用する可能性があるものの、オーウェンは「事前承認を慎重に行うことによって、核兵器があたかも独自核のように無責任なたちで使用される可能性はほとんどないであろう」と楽観的な見通しを示していた⁵⁶。

オーウェンの NACNA 創設案に対しては、フランスの核武装も含め NATO における核保有国の出現を防止するという目的について、欧州局の関連部署からは概ね支持する意見が示されていた⁵⁷。ただし、核兵器コントロールに関しては、緊急時に米軍が核兵器を受け取

⁵³ Ibid.

⁵⁴ Ibid.

⁵⁵ Ibid.

⁵⁶ Ibid.

⁵⁷ Memorandum from Elbrick to the Secretary “North Atlantic Nuclear Sharing”, (June 17, 1958),

ることができるのかという問題や、核兵器使用権限の事前承認を NAC が承認するのかという問題が指摘されていた⁵⁸。フランスの米国大使館からは、英仏以外で自立的な戦略核能力の獲得を主張する主要な動きというものはみられないことや、有事の際の核使用に関する米国の意図についても信頼性の低下はみられないとして、オーウェンの問題認識に対する違和感を指摘する声もあった⁵⁹。また国務省の他の部署でも、オーウェンの NACNA 案と並行して、NATO の枠組みにおける集団的な核共有案が検討されていた⁶⁰。しかしながら、1960 年に入るまで、このような多国間・核共有制度論が具体化することはなかった。

3. NATO 多国間・核共有制度の提案

(1) 国務省における NATO 戦略核戦力論の浮上

2 国間での核共有に加えて、多国間で核共有を行うべきという考え方は、フランスの核開発や FIG の動きを背景に 1957 年 12 月に核備蓄制度が提案・合意された時期にはすでに国務省内で生まれていた。ただし、この時点ではあくまでアイデアとしての段階にとどまっておき、具体的な政策措置に結びついてはいなかった。しかしながら、1959 年から 1960 年初頭にかけて、ノースタッドが提唱する移動式 MRBM の欧州配備案をめぐる動きが同盟内で活発化したことを背景として、同盟国が多国間で核兵器を運用する多角的な核共有制度の必要性が国務省において再び議論されるようになったのであった。

1959 年 10 月にノースタッドが同盟国に示した同案は、翌年 4 月 1 日に開催された NATO 国防相会合においても協議された。その際ドイツ国防長官は、①SACEUR 指揮下に置かれる MRBM を米国が生産するかたちでの配備、或いは、②米国による一定の技術的・財政的支援の下で同盟諸国が共同生産するかたちでの配備、という 2 つの選択肢を提示した⁶¹。

国務省では、核兵器の拡散防止という観点から同案に対する警戒感が浮上していた。その背景には、同配備案を実現するためにはフランスの同意が不可欠であり、そのために同国に対する何らかの譲歩を米国は行う必要があるのではないかという議論の存在があった。ここでいう譲歩とは、あくまで自立的な核戦力開発を追求するフランスに対する核開発協力

SECRET, NACNA, Box 1, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁵⁸ Letter from Wolf to Timmons, (October 28, 1958), SECRET, NACNA, Box 1, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁵⁹ Letter from Nelting to Timmons, (November 13, 1958), NACNA, Box 1, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁶⁰ ドイツ問題局ドイツ政治問題室のディーン (Jonathan Dean) は、NATO 内に欧州大陸諸国を主体とした機関 (a continental European nuclear authority) を創設し、欧州大陸に配備される長距離核兵器を集団的に管理するという「欧州核兵器プール (a European nuclear weapons pool)」制度の創設案を考えていた。From Dean to Vidgerman “European Nuclear Pool”, (August 28, 1959), CONFIDENTIAL, NACNA, Box 1, EUR/RA/NATO Advisor 1957-1961, NARA.

⁶¹ Document No. 254, Letter from Supreme Allied Commander, Europe (Norstad) to President Eisenhower, fn. 5, FRUS, 1958-1960, Vol. VII, Part 1, p.583.

を何らかのかたちで行うこと、或いは同国に配備する MRBM に対するパリの独立的な核コントロールを米国が認めることを意味していた。ただし、アイゼンハワー政権では、核開発を進める同盟国に米国は協力すべきなのかどうかという問題は、この時点においても結論の出していない複雑な論点であった。

パリは、NATO 核備蓄制度にも参加せず、IRBM 配備案については、同国領土内に配備にされる核兵器の使用権限について英国と同様に拒否権を有する二重鍵方式とすることを当初求めていた。1958 年 12 月に成立したド・ゴール政権は、核兵器の完全なコントロール権を保持することを条件とする姿勢を示し、1959 年には公式に IRBM 配備案を拒否していた。このような状況を踏まえ、NATO においても、移動式 MRBM 配備案をパリに受け入れさせるためには、米国として何等かの譲歩を行うことが必要であるという見方も聞かれるようになった。スパーク (Henri Spaak) NATO 事務総長も、この見方に同調する姿勢を示していた。

1960 年 6 月 13 日、ワシントンを訪れたスパークは、国務省において NATO の長期的課題について国防省関係者も交えながら意見交換を行った⁶²。そこでは、NATO の政治的協議体制、軍事問題、経済協力に関する項目が話し合われたが、その中でも焦点となったのが MRBM の欧州配備案に関する問題であった⁶³。スパークは、欧州防衛にはより統合された戦力が必要という基本的考えを示しながら、NATO の長期的軍事問題への解決策は、「NATO 指揮下に、加盟国が費用を共同で負担するかたちで、核戦力を創設すること」であると論じた。その上で、MRBM 欧州配備問題は、フランスへの対応という政治問題としての側面も大きいと指摘し、独立的な戦略能力として MRBM 開発プログラムを進めるフランスに対して、米国が何等かの技術的支援を行うことを提案したのであった⁶⁴。

この場に同席した政策企画会議のオーウェン (Henry Owen) は、その場では示さなかったものの、フランスに譲歩すべきというスパーク提案を否定的に捉えていた。それは、新たな核保有国が生まれることに反対するという米国の基本政策の方針転換を意味するものであり、同盟関係の弱体化につながるという危機感が背景にあった。

オーウェンにとって重要であったのは、追加的な戦略核戦力が同盟の政治的結束や軍事的効果を強化するような枠組みの下で創設されることであった。ところが、フランスの独自核開発を認めるところか、実質的な技術的支援につながるスパークの提案は「同盟において相互不信や政治的に破壊的なトレンドを生み出す」という点で、「NATO に対する核政策に根本的な問題を投げかけている」のであった⁶⁵。フランスの戦略核能力開発を米国が支援するという提案は、パリがそれを受け入れる可能性が極めて低い上、米国が従来の方針か

⁶² Document No.258, Memorandum of Conversation, (June 13, 1960), *FRUS*, Vol. VII, Part 1, pp.592-596.

⁶³ Fn. 1, *ibid.*

⁶⁴ “The MRBM Program and A NATO Strategic Deterrent”, (undated), SECRET, *NATO Strategic Force*, Box 1, Bureau of European Affairs, Office of European Regional Affairs, Records of the NATO Adviser, 1957- 1961, NARA, MD.

⁶⁵ “The MRBM Program and A NATO Strategic Deterrent”, (undated), SECRET, *NATO Strategic Force*, Box 1, EUR/RA/NATO Adviser 1957-1961, NARA, MD.

ら大きく離脱したことを示すものであり、それは、他の同盟国に誤ったシグナルを送ることになってしまう。すなわち、フランスへの譲歩は、独自核開発への支援を強く求める声に米国は結局応じる、より圧力を強めればさらに大きな譲歩を行うという認識をパリに与えてしまう。それは、他の同盟国が「仮に独自核の獲得を追求した場合の要求にも米国は脆弱になる」点で二重に問題であった⁶⁶。

その可能性に対する評価に温度差はあったものの、この時期、国務省において将来的な独自核開発を懸念されていたのは西ドイツであった。オーウェンは、フランスの独自核開発は将来的にボンに政策決定に影響を与えると考えていた。すなわち「ドイツ[ママ]の経済的、軍事的成長と共に、フランスのナショナリズムがドイツに波及し、ドイツの指導者層に<中略>独自核能力を取得すべきであるというドグマを採用させる状況もあり得る」と考えていた。西ドイツの核武装は NATO 解体につながるものであり、そのような国家的野心の可能性に対して、米国は NATO の枠組みにおいてボンが満足できる政策を提供することでしか、西ドイツの核武装を防ぐことはできないのであった⁶⁷。

在西独米国大使館からの情報では、現時点で西ドイツ内に独自核開発を求める声はないとしていた。しかし、米国の支援を受けた結果フランスの核能力が軍事的効果を有する段階まで進展した場合、そのような消極的姿勢を西ドイツが継続させるのかどうかについては予測されていなかった。実際、最新の国家情報評価 (National Intelligence Estimate : NIE) は、フランスの核保有は、西ドイツの国家的威信、科学的、軍事的気運、米国依存への懸念を背景に独自核開発への強力な刺激となり、実際にそのような決定が下された場合、ボンはパリ条約の修正を追求するであろうし、それが叶わなかったとしても、核保有への取り組みを継続させると分析していた⁶⁸。

オーウェンと共にスパークとの会談に同席したスミス (Gerald C. Smith) 政策企画室長は、この NIE の評価は過大であり、実際にボンがそのような決断をするとは見なしていなかった。しかし、その一方で、長期的にそうなる可能性があることを無視できないとも考えていた⁶⁹。したがって、MRBM 欧州配備案を進展させるためには、フランスとの関係悪化を回避すると同時に西ドイツの潜在的な核武装を防止する「両方の問題に対する説得力のある解決策」が必要であるという議論が政策企画室を中心に浮上していた⁷⁰。

オーウェンの認識では、同盟内の核政策に関する問題の原因は、欧州大陸の同盟国が関わることのできない戦略核戦力を米国と英国が独占していることであった。国家が核保有を目指す動機を「国家威信の発揚 (enhancement of national prestige)」と考えるオーウェンは、

⁶⁶ “The MRBM Program and A NATO Strategic Deterrent”, (undated).

⁶⁷ Ibid.

⁶⁸ Ibid.

⁶⁹ スミスは、ケネディ政権やジョンソン政権において MLF 交渉の国務省特別補佐官として、1961年に国務省に新設された NATO・MLF 交渉担当室長の職に就いた。またニクソン政権期には軍備管理・軍縮庁 (Arms Control and Disarmament Agency: ACDA) の長官として戦略兵器制限交渉 (Strategic Arms Limitation Talks: SALT) に参加した。

⁷⁰ Memo from Smith to the acting Secretary, “Spaak Proposal”, (June 16, 1960), SECRET, NATO Strategic Force, Box 1, EUR/RA/NATO Adviser 1957-1961, NARA, MD.

フランスは、この米英が現在満喫している同盟内の「特権的で特別な地位」の獲得を目的としているし、西ドイツもいずれそれを欲するようになるであろうとみていた⁷¹。したがって、この問題の解決には、この米英と欧州大陸諸国との間にある「格差」を埋めることが重要な条件であった。

その政策手段としてオーウェンが提案したのが、米英が保有する戦略核能力と欧州大陸同盟国側に配備される MRBM 能力を、NATO 指揮下で共同運用する案であった。それは「NATO 戦略抑止戦力 (NATO Strategic Deterrent)」を新設するというもので、①欧州大陸同盟国に配備される MRBM、②米国が提供するポラリス原子力潜水艦、③英国が提供するポラリス原子力潜水艦、IRBM、V 型爆撃機から編成される戦力案であった。ここで、英国の戦略核戦力も NATO 指揮下に置くことを目指したのは、欧州大陸の同盟国が英国の「特権的地位」に対して抱く不満を解消させることも念頭にあったからであった。

核兵器の使用決定という核コントロールについては、「時間の許される限り行われる事前協議において、各国政府により決定されるという現在の NATO の手続」を踏襲する点において変更はないが、同案の特徴として重要視されたのは、「米国と英国の戦略核戦力を NATO 指揮下に象徴的に移譲すること」であった。これにより、フランスや西ドイツが同盟の「戦略的な枠組みにより平等なかたちで参加することができる」からであった。フランスの反応：この提案に対して、フランスは同戦力に参加するに合意する可能性もあるし、仮に参加しなかったとしてもいつでも参加可能な状態を維持することにより、他の同盟国がパリとの関係を気にすることなく MRBM プログラムを進めることに同意できると感じるであろうとみていた。

オーウェンの NATO 戦略抑止戦力案に加えて、スミスも米国及び英国の戦略核戦力を欧州同盟国に配備される MRBM に統合して「NATO 戦略核戦力 (NATO strategic force)」を創設する案を考えていた。具体的な戦力編成としては、①海上配備の MRBM、②英国が提供するポラリス原潜 2 隻、③英国に配備された IRBM、④米国が提供するポラリス原潜を想定していた⁷²。核兵器コントロールについても、オーウェン案と同様に現行の NATO 核備蓄制度と同様の態勢を維持するとされていた。肝心のフランスの反応については、同案に参加する可能性は十分あるとしながらも、不参加の決定をした場合でも他の同盟国にとって「非常に魅力的な提案」であるとして、同盟の強さと団結を強固なものとする重要な取り組みであると論じていた。

このような論理の下、国務省内では政策企画室を中心として、米英両国が欧州同盟国と共有することで、ソ連本土を直接攻撃できる「戦略的」な核抑止能力を NATO に付与すべき

⁷¹ オーウェンは、欧州防衛に対する米国のコミットメントの信憑性や、ソ連の限定的な軍事侵攻に対する米国の核報復の信頼性の問題という要因は、「当然その方程式に含まれるが、たぶんそれは二義的な重要性しかない」と考えていた。The MRBM Program and A NATO Strategic Deterrent”, (undated), SECRET, NATO Strategic Force, Box 1, EUR/RA/NATO Adviser 1957-1961, NARA, MD.

⁷² Memo from Smith to the acting Secretary, “Spaak Proposal”, (June 16, 1960), SECRET, NATO Strategic Force, Box 1, EUR/RA/NATO Adviser 1957-1961, NARA, MD.

という政策論が生まれていたのであった。

(2) ブーイー報告書

この時期、政府内の核共有制度をめぐる政策論議に影響を与えたのが、国務省の依頼により行われた、ハーバード大学教授のブーイー (Robert Bowie) による調査研究であった⁷³。その背景には、1959年12月に開催されたNAC閣僚会合での合意により、今後10年間におけるNATOの政治、軍事、経済、科学的分野における目標と課題について長期計画を立てることが常設委員会に対して指示されたことが背景にあった。

国務省内でもこの問題に関する検討作業が翌年から開始されたが、このNATO計画プロジェクトの補佐を依頼されたのが元政策企画室長を務めていたブーイーであった。これを受けて、ブーイーは国務省政策企画室、国防省、統合参謀本部、ノースタッド将軍との議論を重ねながら、同年8月中旬までに、140頁にも及ぶ報告書を完成させたのであった⁷⁴。

「1960年代における北大西洋諸国の課題」と題されたこの報告書は、「共産主義に対する防衛、理想的な世界に向けた積極的・ダイナミックな概念の形成とその実現」を検討作業の目的として掲げ、政治、外交、軍事という包括的な観点からNATOが直面する中・長期的課題について指摘し、それらへの対応策を提示した⁷⁵。

ブーイー報告書の中でも、後にアイゼンハワー大統領を始め政府内で注目されたのが、NATOの防衛戦略を論じた第2章であった。そこでは、1950年代における戦略環境の変化を踏まえ、1960年代においては従来の防衛戦略・態勢を修正すべきことが論じられていた。

ブーイーが指摘した戦略環境の変化とは、ソ連の核戦力が大幅に増強され、それまで米国が維持してきた核戦力の優位が崩れつつあるということであった。実際には、米ソ間の戦略核バランスでは米国が有利な状態にあるものの、近い将来において米ソ間の核戦力がパリティ状態になり、米国本土がソ連のICBM能力に対する脆弱性が高まるという認識をソ連が抱いた場合、NATO防衛戦略が謳う米国による核兵器の即時的使用が行われることはないという判断を下す可能性があった。その場合、米国の戦略核戦力による報復攻撃を招かない、限定的な規模で西欧に軍事侵攻を可能性が高まるのであった。すなわち、ブーイーの認識では、1950年代における戦略環境の変化により「西欧への大規模な軍事侵攻よりも限定的な

⁷³ Report to the Secretary of State from Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, (August 1960), NP00661, USNP, National Security Archives [NSA]. ブーイーに調査研究が委託される過程については次も参照のこと。John D. Steinbruner, *Cybernetic Theory of Decision: New Dimensions of Political Analysis*, (Princeton University Press, 1974), p.188-189; Gerald C. Smith, *Disarming Diplomat: the Memoirs of Ambassador Gerard C. Smith, Arms Control Negotiator*, (Madison Books, 1996), pp.121-124. 名前の発音については次を参照のこと。National Security Archive, “Interview with Robert Bowie”, *the Cold War*, CNN. [https://nsarchive2.gwu.edu/coldwar/interviews/episode-7/bowie21.html]

⁷⁴ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, pp.3-5.

⁷⁵ 同報告書では、大西洋諸国が目指すべき目標として、①防衛態勢の維持・強化、②発展途上地域の近代化支援、③共産主義陣営に対する共通の戦略の構築、④目的達成に必要な様々な資源の動員、⑤各国が連携・協働できる政治的枠組みの形成、を提案していた。Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, pp.18-28.

侵攻の方が大きな危険」として浮上したのであった⁷⁶。

そこでブーイーが目指した新たな防衛戦略とは、①通常戦力（本文では「非核能力（non-nuclear capability）」）を柱とした NATO シールド戦力の増強、②戦術核兵器への依存度の低減、③戦略核戦力の強化、により対ソ抑止力を強化することであった。3番目の項目については、米国の戦略核戦力に加え、NATO の戦略核戦力を段階的に創設することが提言されていた。

そこでは、実際に軍事的対処を行うのは通常戦力、核戦力はあくまで抑止力としての機能が重要視されていた。その一方で、戦術核兵器の役割は低下しているとみなしていた。それは、人口の集中する欧州地域では使用が難しい上、武力紛争の烈度がエスカレーションしてしまうリスクを高めてしまうのであった。したがって、戦術核兵器は、ソ連の全面戦争以下の武力攻撃に対する抑止として効果的な兵器ではなくなりつつあると捉えていた。ただし、戦術核兵器を NATO 防衛態勢から全面的に撤廃すべきとは考えておらず、戦略核兵器を補完する抑止力として位置付けていた⁷⁷。

次に、ブーイーが重視した戦略核能力の基本的な目的は、ソ連による核の威嚇や大規模な西欧への核攻撃の脅威に対応するものであり、具体的には、実際の武力衝突に際してソ連による NATO 通常戦力に対する核使用を抑止することであった⁷⁸。当時、NATO の戦略核能力は米国だけが保有しており、それは対ソ抑止力という観点から重要であり継続して強化されるべきとされた。

ただし、ソ連の戦略核能力の向上を背景とする戦略環境の変化により、欧州諸国の間で、米国の拡大抑止の信頼性や、欧州防衛へのコミットメントに対する不安や疑念が抱かれるようになった。この欧州諸国の不安は、NATO が多国間の枠組みで戦略的な報復能力を保有することでしか払拭することはできないと考えたのであった。すなわち、欧州諸国に対する安心供与という観点から、ブーイーは NATO が戦略核能力を持つべきであると考えたのであった。

その一方で、独立的な核能力を同盟国が保有することには否定的であり、「短期的には同盟関係の強化／結束強化につながるが、長期的な結果としては同盟結束にとって破壊的である」と指摘していた⁷⁹。したがって、フランスの核開発に支援・協力を行うことには反対の立場であった。フランスの要請に応えることは、さらなる要求を促すだけであり、さらに西ドイツも「恵まれない地位（underprivileged status）」に耐えられなくなり、同様の要求をしてくる可能性がある。さらに、米国がフランスの核開発を支援した場合、英国も独立的核戦力に固執するであろうし、イタリアも「ミドル・パワー」として同様の地位を求めてくる可能性がある」と論じていた⁸⁰。

⁷⁶ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, p.41.

⁷⁷ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, pp.42-44, 47-48.

⁷⁸ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, pp.56-58.

⁷⁹ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, p.60.

⁸⁰ この問題に関して、「核保有国の増加は、偶発的な核使用のリスクを高め、核抑止力の分権化により軍備管理に影響を与えてしまう」点で問題であるが、「核拡散は不可避な

そこで、NATO の戦略核能力の増強に向けて、ブーイーが必要と考えたのは、NATO の集団的な戦略核能力を米国単独の戦略核能力に加えて構築することであった。ただし、この NATO 戦略核能力 (NATO strategic deterrent) を構築するためには一定の時間を要するため、段階的な取り組みを提案していた。すなわち、初期の戦略核部隊として「移行期間プログラム (INPRO)」部隊を創設し、それらが軌道に乗った段階で「NATO 抑止力 (NADET)」部隊を創設するという、段階的な計画を提案していた。

NATO の戦略核能力といえども、INPRO 部隊は基本的に米軍の人員とプラットフォームを利用して編成されることが想定されていた⁸¹。それは、米国が提供するポラリス原潜 5 隻から編成され、SACEUR が平時／有事共に完全に指揮権を行使するものの、乗員は米国人とし、核弾頭も、SACEUR 又は NAC 又は合衆国大統領による使用決定が下されるまで、米国の管理下に置かれる。さらに、その製造、管理維持、運用にかかる費用も米国が負担するという内容であった。

INPRO 部隊の後継戦力となる NADET 部隊は、ポラリス原潜をプラットフォームとする点では共通していたが、その運用の方法や核兵器コントロールについては「十分に多国間枠組みであること (sufficiently multinational)」であることを目指した点が異なっていた⁸²。すなわち、同部隊のどの艦艇も特定国家の独立的戦力として運用されることを予防するために、運用については、同部隊に参加国出身の乗員が同じ艦艇に乗艦して作戦行動を行うという、後に混合乗員運用 (mixed-manning) と称される制度を特徴としていた。そこでは、火器管制要員 (firing crews)、管理組織、所有及び費用負担にわたるまで、全て多国間で運用されることが想定されていた。このように、混合乗員運用制度という考え方はブーイー報告書において初めて浮上した考えであった。

もう一つの特徴としては、特定の事態が発生した場合には SACEUR が NADET を使用できる権限を事前に NATO 内で合意し、承認するという点であった⁸³。すなわち、NATO で事前に交戦規定を承認することで、有事における核使用への「米国の拒否権がないこと」により、拡大抑止の信頼性や米国の欧州防衛コミットメントに対する欧州の懸念を払拭できると考えられていたのであった。すなわち、ブーイーの考えでは、NATO 戦略核能力の最終的な形態である NADET 部隊の核使用に関しては、米国の拒否権が事実上放棄されることが盛り込まれていたものであった⁸⁴。

(3) NATO 核共有に関する省庁間の検討作業

この時期アイゼンハワー政権では、核共有制度を含めた NATO 核政策に関する省庁間で

ではという見方もあるが、米国の政策次第で防止できる問題である」として、ブーイーは核拡散の防止に向けて米国は積極的に取り組むべきと考えていた。Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, pp.60-61.

⁸¹ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, pp.61-63.

⁸² Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, p.64.

⁸³ Ibid.

⁸⁴ Bowie “The North Atlantic Nations Tasks for the 1960s”, p.67.

の検討作業も行われていた。1959年8月から翌年1月にかけて発出されたNSC文書及びNSC会議での決定を受けて、下記の諸論点に関する政策協議が国務省、国防省、原子力委員会（Atomic Energy Commission: AEC）の間で行われており、1960年8月13日のNSC会議において、同月下旬までに協議結果を報告書として提出することが決定された⁸⁵。これを受けて、省庁間検討グループは報告書の草案をまとめ、中間報告として8月25日に開催されたNSC会議に提出したのであった。

この報告書草案では、同盟国との核共有政策に関する多くの論点が検討課題として盛り込まれていた。それらは、①特定同盟国に対する核兵器の売却／供与を可能にする権限の付大統領への付与（必要となる法律案や時期も含む）、②多国間・核共有制度の是非、③核共有制拡大の是非、④フランス核開発への対応方針、⑤同盟国との原子力潜水艦の開発協力の是非、であった⁸⁶。

これらの論点について、この時点で3省庁間での一致した結論が得られていなかったため、同報告書では各々の見解が併記されていた。まず、特定同盟国への核兵器売却／利用を大統領が許可することを可能とする措置については、国務省とAECは現時点でその必要性はないとして否定的な立場であったのに対し、国防省は、現時点で大統領が交渉できる柔軟性を持つための体制の必要性があるし、そのために今期の連邦議会において原子力法を改正するための準備を進めるべきとして積極的見解を示していた⁸⁷。

多国間の核共有制度の是非については、国務省とAECは、その可能性を継続的に検討すべきであり欧州同盟国から要求があった場合には、具体的な提案ができる準備を整えておくべきという考えであった⁸⁸。国防省も、そのような核共有制度の創設を求める具体的な声はないものの、米国として提案ができるよう用意しておくべきという意見で一致していた。

多国間・核共有制度に関しては、現行のNATO核備蓄制度に対する不満を示しているのはフランスだけであるものの、米国の拡大抑止の信頼性に対する不安を背景として「これからの十年の間に、NATOの存在を脅かすような独自核開発を目指す可能性がある」として、この不安に対処する必要性が指摘されていた⁸⁹。しかしながら、この問題に対処できる解決策を現在の原子力法や米国の政策の下で見出すことは困難であるとして、「多国間での核共有の可能性については、欧州諸国の支持が存在する場合か、それが米国の安全保障上の利益になる場合にのみ検討されるべき」という消極的な姿勢が示されていた⁹⁰。

⁸⁵ Memo for the Acting Secretary from Farley, “Nuclear Military Sharing with Allies”, (August 24, 1960), TOP SECRET, *Increased Sharing with Allies*, Box 11, National Security Council Meeting Files and Policy Reports, NARA, MD.

⁸⁶ Memo for the National Security Council, “Increased Nuclear Sharing with Allies”, (August 23, 1960), TOP SECRET, *Increased Sharing with Allies*, Box 11, National Security Council Meeting Files and Policy Reports, NARA, MD.

⁸⁷ “Increased Nuclear Sharing with Allies”, p.2.

⁸⁸ “Increased Nuclear Sharing with Allies”, p.3.

⁸⁹ ただし、他の同盟国政府（西ドイツ、イタリア、ベルギー、オランダ）には「米国の拒否権がおよばないNATOの核兵器能力を確実なものとする取決めを非公式に主張」する者もいることも指摘されていた。“Increased Nuclear Sharing with Allies”, p.16.

⁹⁰ “Increased Nuclear Sharing with Allies”, pp.16-18.

この報告書は草案であり、あくまで検討作業の中間報告的位置付けのものであったとはいえ、包括的な観点から具体的提案を示したブーイー報告書と対照的な内容であった。NSC 会議では、この報告書草案についての説明を踏まえ、継続して検討作業を行い 10 月中旬までに最終報告書を作成することが決定された⁹¹。

(4) NATO・MRBM 戦力案の提示

9 月に入ると、国務省、国防省、AEC 間の検討作業が引き続き行われるのと並行して、国務省と国防省はブーイー報告書で示された提言を踏まえて、NATO・MRBM 戦力の創設についての政策方針案の作成を急いだ。この背景には、アイゼンハワー大統領に加えて、国務省内でも同報告書に対する評価が高いことがあった。特に、第 2 章において示された NATO 戦略核戦力案に注目が集まっており、具体的な政策方針を固めるべきという声が国務省幹部で強まっていた⁹²。両省は、国務省が作成した草案に基づいて議論を重ね、9 月下旬までに具体的な政策方針案が作成された。

国務省と国防省の協議を経て作成された、「NATO・MRBM」案は、ブーイー報告書で示された提案とほぼ同じ内容となった⁹³。そこではまず、米国は「暫定的な抑止戦力」として、ポラリス原潜 5 隻を SACEUR 指揮下に配備し「NATO 抑止力 (NATO deterrent)」を編成することを提案するとされた。

同戦力が想定する攻撃目標については、「同盟全体として最大の抑止力を確保するために米国および英国の報復戦力と調整のもので計画される」とされた。核兵器コントロールについては、①ソ連による NATO 領域に対する核攻撃の際の SACEUR の命令がある場合、②核攻撃以外の事態において、NAC の決定、又は NAC により承認された他の手続による場合、③米国の命令による場合、のいずれかの条件で同戦力は使用できるとされた。さらに、①と②の条件に基づいて米国は「そのような事前の権限を提供することを約束する (would undertake to provide such advance authority)」ということまで記していた。

この NATO 抑止力の後継として、NATO 諸国が一定の条件を満たすような計画に合意する場合、米国は「NATO による多角的な抑止戦力 (multilateral deterrent force) の創設を促進することを提案する」とされた。その条件とは、参加国の独立的な戦力へと「分解、変更される可能性を防ぐために、多国間で所有、運用、そしてコントロールされること」であった。核使用の決定については、暫定的戦力として想定される NATO 抑止力と同様のコントロール体制が望ましいものとして示されてはいたが、「その抑止力としての効果を最大化し、多国間という特徴と一致するようなかたちで、使用の決定を管理する適切な方式を策定する

⁹¹ Document No. 265, "Memorandum of Discussions at the 457th Meeting of the National Security Council", (August 25, 1960), *FRUS, 1958-1960*, Vol. VII, Part 1, pp.616-621.

⁹² Letter to Wolf from Magill, (September 22, 1960), SECRET, *MRBM Force & Expanded Stockpile Proposal*, Box 1, Bureau of European Affairs office of European Regional Affairs Records of the NATO Advisor 1957-1961, NARA, MD.

⁹³ "NATO MRBM's", (September 27, 1960), SECRET, *MRBM Force & Expanded Stockpile Proposal*, Box 1, EUR/RA/NATO Adviser 1957-1961, NARA, MD.

こと」として、同盟国間の協議に委ねられていた⁹⁴。

10月3日、この政策方針案をめぐるホワイトハウスでの検討会議が、アイゼンハワー大統領、マーチャント (Livingston T. Merchant) 国務次官 (政治問題担当)、ゲイツ (Thomas S. Gates, Jr.) 国防長官や他の国務・国防両省の高官が参加して行われた。この会議では、NATO・MRBM 戦力の在り方をめぐる国務省と国防省の考え方の違いが露わとなった。

第1には、この戦力創設の目的に関するものであった。国務省は、①欧州同盟国に「安心を供与 (provide reassurance)」すること、②独立的な核能力の開発を防止すること、③核共有の問題の在り方を検討する上での枠組みを提供すること、として政治的、核不拡散措置としての側面を重視していた⁹⁵。国務省は、「軍事的だけでなく政治的観点からも『NATO の独立的戦略能力』として位置付けることで NATO に対する欧州同盟国の信頼を強化すべき」というブーイーの政策論理を強く支持していたのであった⁹⁶。

その一方で国防省は、ノースタッド提案と同様に、在欧核戦力の装備近代化に向けた措置という位置付けであった。したがって国防省は、「この提案により浮上する基本的問題は、米国が貢献する5隻のポラリス原潜が、現在調達中の隻数に追加して新たに建造するのか、それとも米軍が調達する予定のものから貸与するものなのかである」というゲイツの発言にみられるように、兵器調達の問題の方に強い関心を示していた⁹⁷。

第2の相違点は、この戦力を戦術核能力、或いは戦略核能力として位置付けるのかという問題であった。国務省は当然ながら後者の立場であり、この点を明確にするために、政策方針案を作成する過程で「NATO 抑止力」の「抑止力」の前に「戦略的 (strategic)」という文言を追加することを求めていた。その一方で国防省は、戦術核攻撃機の代替案である以上、従来の戦術兵器より大幅に射程が長い MRBM であっても戦術核戦力という位置付けであった⁹⁸。この点については、国防省は以前から反対の立場を示していた。9月に行われた国務省欧州局 (EUR) と国防省国際安全保障問題室 (ISA) 間での政策方針メモの文言を巡る協議において、国務省作成のメモにおいて「米英の報復戦力と調整しながら SACEUR によって計画される」とある点について、それが米国の戦略空軍 (Strategic Air Command: SAC) にとって極めて重要な戦略的攻撃目標 (strategic targets) を犠牲にする可能性があるとしてゲイツが難色を示していたことが背景にあった⁹⁹。

第3に、両省間の最大の見解の違いがあったのが、NATO・MRBM 戦力の運用形態であっ

⁹⁴ Ibid.

⁹⁵ Document No. 268, “Memorandum of Conversation”, (October 3, 1960), *FRUS, 1958-1960*, Vol. VII, Part 1, pp.634-638.

⁹⁶ Memo for the Acting Secretary from Bell, “EUR/ISA Proposals on NATO MRBM’s”, (September 27, 1960), SECRET, *MRBM Force & Expanded Stockpile Proposal*, Box 1, Bureau of European Affairs office of European Regional Affairs Records of the NATO Advisor 1957-1961, NARA, MD.

⁹⁷ Document No. 268, “Memorandum of Conversation”, (October 3, 1960).

⁹⁸ Ibid.

⁹⁹ Memo from Kohler to the Acting Secretary, “NATO MRBM’s: Your Meeting with Secretary Gates”, SECRET, (September 28, 1960), *MRBM Force & Expanded Stockpile Proposal*, Box 1, Bureau of European Affairs, Office of European Affairs, Records of the NATO Advisor, 1957-1961, NARA, MD.

た。国務省は多国間という側面を重視しており、そのために混合乗員運用制は不可欠な要素であると考えていた。これに対して、国防省は反対しており、ゲイツは「国防省は、この混合乗員性に強く反対する」と明言したうえで、「乗員間の考え方の違いや宗教観の違いなども含めてまさに複雑な問題である」として、実際に運用することが極めて難しいと指摘した。

この実現可能性に対する懸念はアイゼンハワーも共有しており、この運用体制を実現するためには「SACEUR は乗員訓練のために国際学校を作らなければならないであろう」と指摘し、「海上では、艦長は全ての乗員に責任を持つ一方、乗員からの忠誠を得なければならない」として、NATO 共通の規則・規律を策定するために参加国間で条約を結ぶ必要性についても言及していた¹⁰⁰。これらの意見を踏まえ、マーチャントは「SACEUR が運用可能であると判断する範囲内で混合乗員数の上限を決定する」という国防省の考え方を受け入れるとした¹⁰¹。

アイゼンハワーは、これらの議論や別の機会に聞いていたブーイーの議論を踏まえながら、欧州防衛に対する米国のコミットメントは明白で揺るぎないものであるが、「具体的な措置を保証することによる心理的利益があることも理解している」として、同案を「うまく扱えば、ド・ゴールとの相違を埋めるのに役立つかもしれない」と述べた。国防省が指摘するように、確かに混合乗員運用を実際に行う上では少なからぬ問題があるとしながらも、同案が「NATO の結束を強め、メンバー国の士気を高めることにつながる」ものであり、「全体的にこの提案は良い提案である」として、この NATO・MRBM 戦力の創設を支持する姿勢を明示したのであった¹⁰²。この会議において、NATO・MRBM 戦力案は大統領に承認されたのであった。ただし、この NATO・MRBM 戦力案をいつ、どのように同盟国に提示するのかという問題が残されていた。

この問題は、11月17日に開かれた第467回 NSC 会議において検討された¹⁰³。そこでは、この提案を12月中旬に予定されていた NAC 外相会合において正式に提示すべきかどうかという点が議論された。会議の冒頭においてハーター国務長官は、この政策案を実現するためには連邦議会の承認が必要となる上、ケネディ次期政権の承認も必要となることに触れながら、NAC 会合までに時間的制約が大きいことを指摘した。すなわち、同盟国が会合までにこの提案を事前に検討する時間を与える必要があり、逆算をすると11月末までには米国内での2つの承認を得る必要があると論じた。ハーターが特に懸念していたのは、「NATO 会合の6週間後の時点でも、米国政府は同じように考えているのかどうか、という問いにどのように答えるのか」という問題であった。当然ながら、ケネディ次期政権の意向をこの時点で代弁することはできないし、少なくとも NATO・MRBM 戦力を実現するためには議会承認の対象となることを同盟国に明確に伝えないといけないと説いた¹⁰⁴。

¹⁰⁰ Document No. 268, “Memorandum of Conversation”, (October 3, 1960).

¹⁰¹ Ibid.

¹⁰² Ibid.

¹⁰³ Document No.273, Memorandum of Discussion at the 467th Meeting of National Security Council, (November 17, 1960), *FRUS, 1958-1960*, Vol. II, Part 1, pp.649-660.

¹⁰⁴ Ibid.

慎重論を示すハーターとは対照的に、ゲイツ国防長官は、ハーターが指摘した点を認めながら「どのような通告 (caveats) が必要だとしても、この問題について確固たる提案で締めくくる義務と機会をこの政権は有している」と論じ、「次の大統領が現政権の行動をすべて覆すかもしれないが、この数年間この分野で取り組んできた関係者にとってこの MRBM 案が最善の意見であるとして示すべきである」という積極論を展開した。アイゼンハワー大統領もこの意見に同調する姿勢を示した。

アイゼンハワーは、同盟国に対して NATO・MRBM 戦力の創設には「法的承認が必要であると常に述べる必要があるし、そうしない理由もない」と考えており、「結果的に次期政権が NATO の全体的な考え方にすら賛成しない」としても「この政権は NATO にとって良いと考えるものを述べるのに躊躇すべきではない」と述べたのであった¹⁰⁵。そして、NATO・MRBM 戦力案に全く異論がないことを改めて述べた上で、同案を「この政権が見出し得る最善の考えと計画を遺産として残したい」という意向を示したのである。この会議での議論の結果、NATO・MRBM 戦力創設案を、米国政府の正式提案として NAC において同盟国に示すことが正式に決定された¹⁰⁶。

この決定に基づき、12月16日、ハーター国務長官は NATO の長期的課題に対する米国の考え方を同盟諸国に対して提案したのだった¹⁰⁷。そこで示された課題とは、第1に NATO の MRBM 能力の要請であり、第2には、長期的な軍事的課題としてシールド戦力の強化であった。

前者に関して、ハーターは MRBM を運用する特別な種類の戦力を NATO に創設することを提案した。具体的には、この戦力は「多国間で所有 (ownership)、費用負担 (financing)、統制 (control) される真に多国間的なもの (multilateral) であり、SACEUR により運用上可能とみなされる範囲において混合乗員制 (mixed manning) を採る」という特徴が示された。さらに、核兵器使用の決定手続については、「この戦力の抑止力としての効果を最大限発揮できるように、そして多角性という特徴 (multilateral character) を定着させるような、適切な形式を考える必要がある」として、今後の同盟内の検討課題とされた。ただし、「核備蓄全体に対する同盟の権限拡大という考え方を排除するものではない」として、NATO・MRBM 戦力における核コントロールの在り方を拡大する方向で見直す可能性を示唆していた¹⁰⁸。

ハーターは、米国がこのような提案を行う背景として、1957年以来 NATO が検討してきた弾道ミサイル問題に関する議論が前提としてあると述べた。米国は、「追加的な独自核能力の構築は、著しい軋轢を同盟内に生じさせる影響」を与える上、「資源の流用であるし、核兵器分野における同盟内の競争を刺激する」として、同盟内の核拡散に否定的な立場を示した。したがって、「この多国間枠組みというコンセプトは、MRBM 分野における共同防衛

¹⁰⁵ Ibid.

¹⁰⁶ また本会議では、ノースタッドの示した軍事的観点からだけでなく、政治的観点からもポラリス原潜という海上配備が望ましい点が了解された。Ibid.

¹⁰⁷ Statement by Secretary of State Herter to NATO Council on December 16th, 1960 “LONG-RANGE PLANNING”, (undated).

¹⁰⁸ Ibid.

の集団的基盤を提供する最良の方法である」と米国は確信していると論じたのである。

その上で、ブーイー報告書やその後の米国政府内の協議で検討されていたように、1963年までの「暫定的 MRBM 戦力 (an interim MRBM force)」として米国はポラリス原潜 5 隻 (80 発の MRBM) を NATO へ「コミット (commit)」する第 1 段階と、その後の同盟国の要求に応じて常設部隊を構築する第 2 段階からなる計画を示した。そこで、最初に創設される暫定的 MRBM 戦力は、NATO における現行の手續に則って運用されるが、NATO の軍事的能力を強化させるだけでなく、欧州防衛に対する継続的な米国のコミットメントを再確認するものである点が強調された¹⁰⁹。

また、「このような戦力を創設するにあたり多くの困難があることを軽くみていない」として戦力創設までに様々な課題が存在することに言及し、「法的、技術的、財政的、政治的問題を同盟内で慎重に検討し共に解決していく必要がある」と述べた。また、米国が「多角的な戦力への参画は、当然ながら連邦議会の行動が必要であるし、他の同盟国でも議会承認が必要となるとみている」と国内手続きの必要性についても明言した。しかし、「NATO は多角的アプローチについて成功を収めてきた経験がある」のであり、「他の加盟国がこのアプローチを追求するのであれば、米国としてこの提案を共に検討・追求する用意があるし、実現可能であると確信している」として前向きな姿勢を強調したのであった¹¹⁰。

これらに加え、ハーターは同戦力が NATO の戦略抑止力としての要素を有することを指摘した。ノースタッドが以前から「非常に興味深い考え」として NATO 戦略核戦 (NATO strategic force) という概念に言及してきたことに触れ、この文脈においてハーターが提案する NATO・MRBM 戦力も、それらが代替する戦力 (航空機部隊) と異なる特徴を有することに敢えて注意を促したのであった。その上で、NATO・MRBM 戦力のターゲティングについては、「同盟国の報復戦力 (実質的には SAC や英国の核戦力) と調整しながら、同盟全体として最大限の抑止力を確保するために SACEUR が計画すべきであろう」と述べた。ただし、同戦力が戦略核戦力であるとは明言せず、ハーターは「MRBM 戦力は戦術的な打撃能力の近代化のために要請されたものであるが、核の領域において「戦術」と「戦略」の境界はより曖昧なものとなっている」と述べ、戦略核戦力としての側面については間接的に言及されるにとどまった¹¹¹。

おわりに

アイゼンハワー政権では、英国に配備したソー・ミサイルの NATO 枠外での米英 2 国間運用、英国も含む NATO 加盟国との 2 国間協定に基づいてイタリアやトルコに配備したジュピター・ミサイル及びその他の戦術核兵器を運用する核備蓄制度というかたちで、同盟国

¹⁰⁹ Ibid.

¹¹⁰ Ibid.

¹¹¹ Ibid.

との核共有制度が開始された。特に後者は、1959年から段階的に運用が開始されて以降、その内容を変化させながら現在まで継続されている。ただし、同政権では、これらの2国間・核共有にとどまらず、第3の核共有制度が検討されていた。それは最終的に、NATO内にMRBM戦力部隊を段階的に創設するという、1960年12月のハーター提案というかたちで同盟国に示されることとなった。すなわち、即応性が高くソ連本土を射程に収めるポラリス・ミサイルを、原潜艦隊という洋上プラットフォームに基づき多国間で運用する共有制度を、新たに打ち出したのであった。

本稿の目的は、第1に、なぜアイゼンハワー政権は、2国間ではなく多国間での核共有を目指したのか、第2に、なぜMRBMという射程距離の長く即応性の高い兵器を対象としたのか、そして最後に、なぜ政権末期となるタイミングで同案を提示したのか、という問いに答えることであった。

第1の点については、フランスの独自核開発を背景とする同盟内の核拡散リスクに対する懸念を強めた国務省の反応という要因が大きかった。スエズ危機を契機に独自核開発を追求するフランスの頑なな姿勢、その後浮上したFIG問題、同盟国の核開発に対するアイゼンハワー政権の政策方針の揺らぎ、ノースタッド提案に関して浮上する対仏核開発協力論等により、国務省でNATO問題を担当する部署——特に欧州局や政策企画室——では、同盟内の核拡散リスクに対する不安が強まっていった。

その中でも政策企画室のオーウェンは、フランスの核開発が西ドイツやその他の同盟国に与える影響を強く懸念していた。パリに対する核開発支援は、西ドイツや他の同盟国から同様の要求があった場合に拒否できないという問題があるため当然反対であったし、米英が核戦力を独占している状況とそれに対する同盟国の不満が核拡散リスクの根源であると考えていた。フランス以外の同盟国、特に西ドイツが、パリのように「国家的威信」を主要な動機として独自核開発に進まないようにするためには、2国間ではなく米英との「格差」が緩和された多国間での核共有制度を形成することが望ましいと考えたのであった。そこで見出した対応策が、NATOという多国間枠組みにおいて、米英が保有する戦略核戦力を提供するかたちで、SACEURが指揮する核戦力を創設することなのであった。

第2の問いに関しては、ソ連の戦略核能力の向上への反応という要因が大きかった。まず、ソ連のMRBM戦力の向上により欧州地域の戦術戦闘機の脆弱性が将来的に高まることを踏まえ、ノースタッドが移動式MRBMの欧州配備を検討・提案したことがあった。さらに国務省において、ソ連のICBM能力の向上により動揺した米国の拡大抑止の信憑性・信頼性を回復させるためにも、ソ連本土を射程に収めることのできる運搬手段が望まれたということがある。このような背景からも、当時最も早期に配備可能なMRBMであったポラリス・ミサイルが新たな核共有制度に望ましい対象兵器システムであった。また、原潜という海上プラットフォームは、地上配備の際に浮上する配備国内の政治的問題を回避できるという点からも都合の良いシステムであった。ただし、MRBM戦力を戦術核兵器とするのか、或いは戦略核兵器とするのかという点については、SACのターゲティング・リストとの抵触を懸念する国防省の意向を背景に、明確にはされなかった。

ここで、ブーイー報告書の重要性についても触れておきたい。同報告書は、MRBM を対象とした多国間での核共有制度を米国が追求すべき理由を、第 1 の政治的要因と第 2 の軍事的・心理的要因を踏まえながら NATO 全体の防衛戦略という観点から理論的にまとめあげた。国務省や国防省内での素地を踏まえれば、その反響が大きいのは当然であった。ブーイーの説明に対するアイゼンハワー大統領の賛同や、同報告書に対する政府内の好反応により、多国間・核共有制度論が具体的な政策案として策定・追求される政治的モメンタムを得ることとなった。国務省や国防省が他の新たな選択肢を検討・作成する時間的余裕があまり残されていないという状況はあるものの、ハーター提案の基盤となった政策方針メモは、ブーイー報告書の提言に沿った内容となったのであった。

第 3 の問いに関しては、11 月 17 日の NSC 会議が重要な局面となった。ハーター国務長官が指摘したように、NATO・MRBM 戦力案を実現する上では、少なくとも連邦議会の承認及び次期政権の承認という米国内の政治プロセスでの合意が不可欠であるが、1960 年 12 月というタイミングではどちらも得られないことは明白であった。しかしながら、同盟国に対して確固たる提案を政権最後に行うべきであるというゲイツ国防長官の意向や、何よりも同案を「遺産」として残したいというアイゼンハワー大統領自身の意向が強く反映されたのであった。

アイゼンハワー政権は、ソ連の軍事侵攻に対処することを主要な目的として成立させた NATO 核備蓄制度という 2 国間・核共有制度に加えて、MRBM を対象とした多国間・核共有制度を創設することで、同盟内の核拡散防止、拡大抑止に対する信頼性の回復、同盟内の政治的関係の悪化防止、同盟の一体性の維持という、1950 年代におけるソ連の核能力の向上やフランスの核開発により浮上した同盟の問題に 대응しようとしたのであった。ただし、対仏核開発を支援するのかどうかという問題や、核コントロールの在り方については、ケネディ政権やジョンソン政権における課題として残されることとなった。

(本稿は、科研費(基盤研究 B)「NATO における核共有・核協議制度の成立と運用」(研究課題番号 25285053) および、政策研究大学院大学政策研究センター・リサーチプロジェクトの研究支援による成果の一部である。)